



市 章

大津市公報

平成26年3月14日
号外(第10号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

- 教育委員会規則
 - 2 大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
 - 3 大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 教育委員会訓令
 - 1 教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程… 2
- 教育委員会告示
 - 1 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させることについて…………… 2
 - 2 平成13年教育委員会告示第2号(個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について)の一部改正…………… 3
- 教育委員会教育長訓令
 - 1 大津市教育委員会職員服務規程の一部改正…………… 3

教 育 委 員 会 規 則

大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成26年3月14日

大津市教育委員会
委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第2号

大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則の一部を改正する規則
大津市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則(平成24年教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、真野北幼稚園における第4条に規定する預かり保育の対象幼児については、同条中「在園」とあるのは、「在園し、又は通園」とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成26年3月14日

大津市教育委員会
委員長 本 郷 吉 洋

大津市教育委員会規則第3号

大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則
大津市生涯学習センターの管理運営に関する規則(平成4年教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第2項中オをクとし、エの次に次のように加える。

- オ 生涯学習並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び供すること。
- カ 生涯学習情報に関して相談に応じ、及び指導すること。
- キ その他学習意欲の向上及び文化活動の高揚を図るために必要なこと。

第4条第1項中「、大津市文化情報センター」を削り、同条第2項第1号中「土曜日」の次に「(次号に規定する休業日を除く。)」を加え、同項第2号中「休日」の次に「並びに大津市立学校の管理運営に関する規則(昭和32年教育委員会規則第6号)第3条第2号及び第3号に掲げる休業日」を加える。

第6条第1号中「10日以内」を「7日以内」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

大津市教育委員会訓令第1号

教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程を次のように定める。

平成26年3月14日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関である職員が補助執行する場合の事務決裁規程

(目的)

第1条 この訓令は、教育委員会の権限に属する事務のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、市長の補助機関である職員をして補助執行させる事務（以下「教育委員会権限事務」という。）の決裁手続並びにこれらの職員の職務権限を定め、行政事務の能率的な運営と事務遂行上における責任の範囲を明確にすることを目的とする。

(決裁等)

第2条 市長の補助機関である職員が教育委員会権限事務に係る職務権限の行使に当たって守るべき事項等については、大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第9号）第2条、第3条、第5条、第6条から第10条まで、第15条、第16条（第3項を除く。）及び第17条の規定を準用する。この場合において、同規程第5条第1項中「市長及び副市長」とあるのは「教育長」と、「市長が」とあるのは「教育委員会又は教育長が」と、「市行政」とあるのは「教育行政」と、同条第2項及び第4項中「市長及び副市長」とあるのは「教育長」と、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項及び第9条の2第2項中「市長及び副市長」とあるのは「教育長」と、第16条第1項中「別表」とあるのは「大津市教育委員会事務決裁規程（平成6年教育委員会訓令第1号）別表第1号の表」と、同条第4項中「別表」とあるのは「大津市教育委員会事務決裁規程別表第1号の表」と読み替えるものとする。

2 教育委員会権限事務に係る決裁の特例、代決、代決事項の範囲及び代決書類の後関については、大津市教育委員会事務決裁規程（平成6年教育委員会訓令第1号）第12条及び第16条から第18条までの規定を準用する。この場合において、同規程第16条第1項の表教育長の項中「教育部長」とあるのは「主管の部長」と、「教育部次長」とあるのは「主管の次長」と読み替えるものとする。

(各職位の職務権限の明細)

第3条 教育委員会権限事務に係る役付職位の職務権限の明細については、大津市教育委員会事務決裁規程別表第1号の表の規定を準用する。

2 大津市教育委員会事務決裁規程別表第1号の表に掲げる項目以外の項目に関する職務権限の行使については、同表の規定を類推して適用する。

3 前2項の規定により、次長又は課長補佐の決裁事項とされる事項は、次長又は課長補佐が置かれない場合には、それぞれ部長又は課長の決裁事項とする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 告 示

大津市教育委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の事務を市長部局の児童福祉に係る事務を所管する職員に対して補助執行させる。

平成26年3月14日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

- (1) 市立幼稚園の用に供する財産の管理に関すること。
- (2) 市立幼稚園における幼児の入園、転園及び退園に関すること。
- (3) 市立幼稚園舎その他施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (4) 市立幼稚園に在園する幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (5) 市立幼稚園の環境衛生に関すること。
- (6) 幼稚園教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

大津市教育委員会告示第2号

平成13年教育委員会告示第2号(個人演説会等の施設の設備及び候補者が納付すべき費用の額について)の一部を次のように改正する。

平成26年3月14日

大津市教育委員会

委員長 本 郷 吉 洋

表瀬田南幼稚園の項中「194.40」を「170.43」に、

「蛍光灯40W18個

を

「LED灯 54W20個
LED灯35.3W 3個」

に改める。

教育委員会教育長訓令

大津市教育委員会教育長訓令第1号

大津市教育委員会職員服務規程(昭和62年教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

平成26年3月14日

大津市教育委員会

教育長 富 田 眞

第2条第2項中「午前8時45分」を「午前6時」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。